# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	常滑市 心身障害者手帳及び療育手帳の交付情報の管理に関する事務 基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

常滑市は、心身障害者手帳及び療育手帳の交付情報の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利権益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

常滑市長

#### 公表日

令和7年1月20日

## I 関連情報

- IXIXLIIITK							
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務						
①事務の名称	心身障害者手帳及び療育手帳の交付情報の管理に関する事務						
②事務の概要	身体障害者手帳及び療育手帳は、身体障がい者又は知的障がい者がそれを対象とする各種制度を 利用する際に提示する手帳であり、対象者の居住地の都道府県知事が発行する。市町村において は、住民からの手帳交付依頼を受付け、都道府県へ進達を行い、進達結果、身体障害者手帳及び療 育手帳を受領して、対象者への手帳交付を行う。						
③システムの名称	心身障害者手帳システム						
2. 特定個人情報ファイル	名						
1. 身障手帳台帳ファイル 2.	療育手帳台帳ファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表20の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め る事務を定める命令第11条						
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢>						
②法令上の根拠							
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	福祉部福祉課						
②所属長の役職名	福祉課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
請求先	総務部総務課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6101(直通) ファックス番号:0569-34-4329(代表)						
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ						
連絡先	福祉部福祉課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号:0569-34-7744(直通) ファックス番号:0569-34-7745(直通)						
9. 規則第9条第2項の適	用						
適用した理由							

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	平成	平成26年12月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成	26年12月1日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類						
[    基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及				
2)又は3)を選択した評価実 載されている。	施機関については、それそ	れ重点項目評価	書又は全項目評価書において、リ	スク対策の詳細が記			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリス クへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ C	)]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	転(委託や情報提供ネット	フークシステムをi	<b>重じた提供を除く。)</b> [	]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続	[	O ]接続しない(入手) [ C	) ]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
	· ·		·				

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない					]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[		]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
判断の根拠						

9. 監査	
実施の有無	[O] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育	<b>啓発</b>
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと	きえられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[ <選択肢>     1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策     2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策     3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策     4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策     5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)     6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策     7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策     8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策     9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>
判断の根拠	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月17日	1年5月17日 15② 福祉課長 近藤 彰洋		福祉課長		
令和1年5月17日 IVリスク対策			様式の変更による追記		
令和4年10月1日	##10月1日 I7 常滑市新開町四丁目1番地		常滑市飛香台3丁目3番地の5	事後	
令和4年10月1日	17		ファックス番号:0569-34-7745(直通)	事後	
令和4年10月1日	18	常滑市新開町四丁目1番地	常滑市飛香台3丁目3番地の5	事後	
令和6年12月11日	I 3	番号法第9条第1項 別表第一の11	番号法第9条第1項、別表20の項	事後	
令和6年12月11日		行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令第11条	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省 令で定める事務を定める命令第11条	事後	